

令和４年度入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立川口高等学校

〒９６８－００１１

福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢２４３４－２

電話番号 （０２４１）５４－２１５４

令和４年度福島県立川口高等学校入学者選抜は、「令和４年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施する。

１ 募集定員

（１）特色選抜

本校全日制の課程普通科募集定員 40 名の 50%程度とする。

（２）一般選抜

本校全日制の課程普通科募集定員 40 名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

２ 出願資格

入学を出願することのできる者は、次の（１）（２）のいずれかに該当する者とし、特色選抜については、加えて（３）の条件も満たす者とする。

- （１） 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和４年３月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）
- （２） 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における９年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和４１年文部省令第３６号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- （３） 本要項「１０ 選抜方法・選抜資料」の「（１）特色選抜」に示す「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

３ 通学区域

通学区域は、実施要綱の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。なお、学区外からの出願については、本要項「８－１ 学区外からの出願（学区内への一家転住等の場合）」「８－２ 学区外からの出願（学区内に身元引受人を依頼する場合）」を参照すること。

４ 併願の取扱い

志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

５ 出願期間

令和４年２月３日（木）から２月８日（火）までとする。受付時間は、午前９時から午後４時までとし、出願最終日は午前９時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形３号、404円分の切手を貼付する）を同封の上、令和４年２月８日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願方法及び出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、以下の書類を、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に提出する。その際、中学校長は前期選抜志願者名簿（実施要綱様式共通4号の1）を添付する。
 - ① 入学願書
入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。実施要綱様式共通1号）
提出期間は令和4年2月15日(火)から2月16日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。
 - ③ 特色選抜志願理由書
本校ホームページよりダウンロードして使用する。ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者は、以下の書類を、直接、本校校長に提出する。
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）
 - ③ 健康診断書（令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、本要項「2 出願資格」の「(2)中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することがある。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（実施要綱様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、返信用封筒（長形3号、84円分の切手を貼付する）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和4年2月15日(火)から2月16日(水)までとする。郵送の場合には、2月16日(水)の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8-1 学区外からの出願（学区内への一家転住等の場合）

- (1) 県外からの志願者は、本要項「6 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（実施要綱様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- ※ 事前に本校へ連絡し、入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙等、必要書類の送付を受けること。

- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、本要項「6 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに次の書類を合わせて提出する。

- 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8-2 学区外からの出願（学区内に身元引受人を依頼する場合）

町寮「若桐寮」への入寮希望者は下記により出願する。

(1) 学区外からの出願

本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、学区外から本校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

(2) 出願方法

本要項「6 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類に加え、次の書類を提出する。

① 県内からの出願の場合

- 身元引受人の「住民票の写し」

② 県外からの出願の場合

- 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（実施要綱様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- 身元引受人の「住民票の写し」

※ ②に該当する者は、事前に本校へ連絡し、入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙等、必要書類の送付を受けること。

(3) その他

- ① 上記(1)(2)により本校へ入学する者については、入学までに、本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に住所を異動し「住民票の写し」を本校に提出する。

- ② 金山町教育委員会教育長が身元引受人となることが認められている場合、身元引受人の「住民票の写し」は金山町教育委員会から直接学校へ提出されるため、志願者からの提出は不要とする。

9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や特性等を配慮しつつ、「志願してほしい生徒像」に基づき、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

志願してほしい生徒像	
本校は、小規模校としての特性をいかし、教員と生徒一人ひとりが密接に対話し、生徒の能力・特性を踏まえた「個人に応じた教育」に取り組み、多様な進路決定を実現している。令和2年度からは、コミュニティ・スクールとして、地域社会からも大きく期待されている。このことから、県内外から、自己研鑽に努め、本校並びに全国の地域の活性化に向けて学ぶ、次のような生徒を求める。	
入学後の目標が以下のように明確で、学習活動や部活動、ボランティア活動等に積極的に取り組む生徒	
大学進学	・高校での学びをいかし、それぞれの進路目標に応じた指導を希望する生徒
学びなおし	・基礎学力の定着のための指導を希望する生徒
部活動、社会体育	・部活動を中心に、地元の専門的な指導者（ボート、スキーなど）による指導を希望する生徒
資格取得	・介護職員初任者研修の受講や漢検、英検、数検などを希望する生徒
寮生活	・学校寮や金山町寮で生活し、自立した生活を希望する生徒
総合的な探究の時間	・奥会津地域の課題を基に専門家から指導を受けながら、各地の課題解決を目指す学習を希望する生徒
ボランティア活動	・地域活性化や福祉などのボランティアを希望する生徒

選抜資料					
学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	特色検査	選抜資料の満点
5教科とする。 250点満点とする。	本校への志願動機及び将来への抱負、学校生活の目標や学んでみたいこと等について本人が記入する。	250点満点とする。 「各教科の学習の記録」では、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科は、評定を2倍し、195点満点とする。 「特別活動の記録」は、55点満点とする。	250点満点とする。 個人面接を実施する。 個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験生が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみ、観点ごとに点数化する。	実施しない。	全体は、750点満点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績及び一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を資料とし、本校の特色や特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

選抜資料			学力検査と調査書の成績の比重
学力検査	調査書	一般面接	
5教科とする。 250点満点とする。	250点満点とする。 「各教科の学習の記録」は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科は評定を2倍し、195点満点とする。 「特別活動等の記録」は、55点満点とする。	個人面接を実施する。 個人面接では、本校で学ぶ意欲や受験者が自ら考えをまとめ適切に伝える表現力をみ、段階評価する。	同等とする。

1 1 学力検査、各種面接の日時及び会場

(1) 日 時 令和4年3月3日（木）～4日（金）

3月3日（木） 学力検査

受付時間：午前8時～午前8時25分

学力検査：午前9時～午後3時10分

8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼・ 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

3月4日（金） 特色面接、一般面接

受付時間：午前8時～午前8時25分

各種面接：午前9時～（各受験者の終了予定時刻については当日掲示する。）

※ 特色選抜、一般選抜の両方に出願している志願者については、
特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

(2) 会 場 福島県立川口高等学校

(3) 持ち物 受験票、上履き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参すること。ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。

(4) 持込禁止 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類

1 2 追検査等の実施

追検査等については、受験の状況により下表A～Cの3パターンがあり、該当パターンに応じて追検査を実施する。

	受験状況		追検査等
	3月3日（木） 学力検査	3月4日（金） 各種面接	
A	欠席	欠席	学力検査・各種面接
B	欠席	受験	学力検査
C	受験	欠席	各種面接

(1) 日 時 令和4年3月9日（水）～10日（木）

受付時間（両日共）：午前8時～午前8時25分

(2) 場 所 福島県立川口高等学校

(3) パターンごとの開始時間と終了時間の目安（各種面接の終了予定時刻については当日掲示する。）

	3月9日（水）	3月10日（木）
A	9:00 14:45 ※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	9:00 各種面接
B	9:00 14:45 ※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	
C		9:00 各種面接

※ A、Cのパターンで、特色選抜と一般選抜の両方に出願している志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

1 3 合格者発表

- (1) 令和4年3月14日(月)正午以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

1 4 その他

- (1) 入寮を希望する場合

寄宿舍「学校寮」、町寮「若桐寮」への入寮を希望する者は、本校ホームページにある「入寮要項」を確認の上、出願時に「入寮願」を併せて提出すること。

町寮「若桐寮」への入寮には、出願までに金山町教育委員会教育長が「身元引受人」となることの手続きが必要となるので、注意すること。

- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

- (3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (4) ダウンロード等が難しい場合は、本校に問い合わせをする。